

VI-2-⑥-8

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作者 会社名	伸縮装置 名称	型式番 型番	【用途関係】										※ 本体重量 (kg/1.8m)	分類 軽重量 普通 後縮め	本体材質 形式 ボルト 後縮め	仕様 種類 使用	概要				
			歩車道 区分		積雪地 対応		設置 方向		道断面 形状		伸縮 量							非 排水		補強 鉄筋	
			歩	車	歩	車	縦断	横断	直	曲	縦断	横断						縦断	横断	縦断	横断
東亜 土木 工業	YMタイプ	YM-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		YM-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		YM-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		YHTタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		YHT-Nタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
ア オイ 化 学 工 業	ラバトアップジョイント (車道用)	YHT-90-改	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		YFSタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		YMFタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		YF-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YF-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
ク リ エ ー ト	ラバトアップジョイント (歩道用)	YHT-90-改	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		ZAKU35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		ZAKU35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途		
		WY-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		WY-R-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後縮め」の場合は、本体質量に含まない。

VI-2-⑥-8

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作者 会社名	伸縮装置 名称	型式番 型番	【用途関係】										※ 本体重量 (kg/1.8 m)	分類 普通 後縮め	本体材質 形式 ボルト 後縮め	仕様 種類 使用	概要				
			歩車道 区分		積雪地 対応		設置 方向		道断面 形状		伸縮 量							非 排水		補強 鉄筋	
			歩	車	歩	車	縦断	横断	直	曲	縦断	横断						縦断	横断	縦断	横断
東亜 土木 工業	YMタイプ	YM-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YM-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YM-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YHTタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YHT-Nタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
ア オイ 化 学 工 業	ラバトアップジョイント (歩道用)	YHT-90-改	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YFSタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YMFタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		YF-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
		YF-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
ク リ エ ー ト	ラバトアップジョイント (車道用)	YHT-90-改	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		ZAKU35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		ZAKU35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
		WY-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
		WY-R-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後縮め」の場合は、本体質量に含まない。

VI-2-⑥-8

記載の修正

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考											
VI-2-⑥-11	<p>⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 S 8 5 0 9 S 8 5 1 0</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 伸縮量が50mm(±25mm)以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。 1) 未供用部の橋梁及び拉幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。 2) 1日完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。 ① 「市場単価⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。 ② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。 ③ 埋設型伸縮装置である場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等、別途考慮するもの。 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合 3) ヘキサロック工法の場合。 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 5) 仮復旧を伴う作業。 6) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 7) 補修において、はつり工にウオータージェットを用いる場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・後付工法 (舗装厚内型)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※×</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。 3. ※については、S 8 5 1 0 で考慮されているため別途計上する必要はない。</p>	工種	市場単価			機	労	材	新設・後付工法 (舗装厚内型)	○	○	※×	<p>⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 S 8 5 0 9 S 8 5 1 0</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">} 現行どおり</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等、別途考慮するもの。 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合 3) ヘキサロック工法の場合。 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート、あるいは繊維補強コンクリートの場合。 6) 仮復旧を伴う作業。 7) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) 補修において、はつり工にウオータージェットを用いる場合。 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">} 現行どおり</p>	<p>記載の修正</p>
工種	市場単価													
	機	労	材											
新設・後付工法 (舗装厚内型)	○	○	※×											

VI-2-⑥-17

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【構造関係】										備要
		歩車道区分	設置方向	製品取付部位	新設施工法		伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	材料区分		
					先付	後付				種類	標準断面寸法	
アオイ化学工業	フラストップジョイント埋設型	○	○	○	○	○	○	30.0	○	RTコンクリート	500	75
		○	○	○	○	○	○	20	○	RTコンクリート	250	50
山王	MMJジョイントDS型	○	○	○	○	○	○	40.0	○	DS合材	400	75
		○	○	○	○	○	○	30(±15)	○	コンクリート埋込	500	75
東京ファブリック工業	シーメンスジョイントSJM	○	○	○	○	○	○	50.0	○	7752	400(400)	120(40)
		○	○	○	○	○	○	30.0	○	7752	400(400)	40(40)
ヒーローック工業	シーメンスジョイントSJP	○	○	○	○	○	○	30.0	○	7752	400(400)	40(40)
メンテナンステック工業	MMJジョイント	○	○	○	○	○	○	40	○	7752	500	50
橋本エムエム	シーメンスジョイント	○	○	○	○	○	○	50.0	○	7752	500	75

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。
 ※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

VI-2-⑥-17

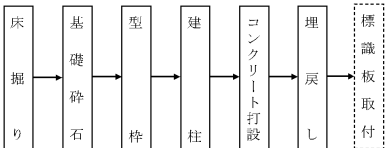
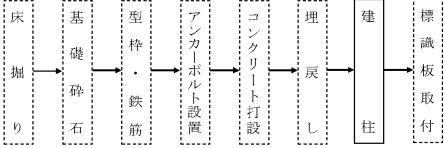
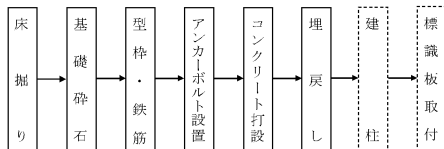
<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【構造関係】										備要
		歩車道区分	設置方向	製品取付部位	新設施工法		伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	材料区分		
					先付	後付				種類	標準断面寸法	
アオイ化学工業	フラストップジョイント埋設型	○	○	○	○	○	○	30.0	○	RTコンクリート	500	75
		○	○	○	○	○	○	20	○	RTコンクリート	250	50
山王	MMJジョイントDS型	○	○	○	○	○	○	40.0	○	DS合材	400	75
		○	○	○	○	○	○	30(±15)	○	コンクリート埋込	500	75
東京ファブリック工業	シーメンスジョイントSJM	○	○	○	○	○	○	50.0	○	7752	400(400)	120(40)
		○	○	○	○	○	○	30.0	○	7752	400(400)	40(40)
ヒーローック工業	シーメンスジョイントSJP	○	○	○	○	○	○	30.0	○	7752	400(400)	40(40)
メンテナンステック工業	MMJジョイント	○	○	○	○	○	○	40	○	7752	500	50
山陽化学	Filler joint	○	○	○	○	○	○	30	○	7752	400	80

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。
 ※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

VI-2-⑥-17

記載の修正

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																	
VI-2-⑧-1	<p>⑧ 道路標識設置工 S8455 ~ S8461</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。 1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 (3) 道路標識の更新工事 1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) 道路管理者以外が行う標識工事 2) 着雪防止板の設置及び撤去 3) 標識柱・基礎設置(路側式)で、白色、景観色(標準3色)以外の塗装色製品を購入し設置する場合 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外(鋼管基礎など)の場合 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合 7) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合 8) 標識板設置において、部分補修(リベット止め、シール貼りなど)の場合 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機労材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="320 774 539 922"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。</p> <table border="1" data-bbox="320 997 539 1145"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱設置 (片持式・門型式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※×</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) ※については、別途計上すること。</p> <table border="1" data-bbox="320 1201 539 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識基礎設置 (片持式・門型式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> 	工種	市場単価			機	労	材	標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	標識柱設置 (片持式・門型式)	○	○	※×	工種	市場単価			機	労	材	標識基礎設置 (片持式・門型式)	○	○	○	<p>⑧ 道路標識設置工 S8455 ~ S8461</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。 1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 (3) 道路標識の更新工事 1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) 道路管理者以外が行う標識工事 2) 着雪防止板の設置及び撤去 3) 標識柱・基礎設置(路側式)で、白色、景観色(標準3色)以外の塗装色製品を購入し設置する場合 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外(鋼管基礎など)の場合 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合 7) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合 8) 標識板設置において、部分補修(アルミ平板による重ね貼り、シール貼りなど)の場合 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p>	<p>記載の修正</p>
工種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]	○	○	○																																	
工種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
標識柱設置 (片持式・門型式)	○	○	※×																																	
工種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
標識基礎設置 (片持式・門型式)	○	○	○																																	

現行どおり

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																	
<p>VI-2-⑨-8</p>	<p>2-4 加算額 (1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.11 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加算額</td> <td>防塵型 (プロペラ型)</td> <td>反射体 径 φ100以下</td> <td rowspan="2">面</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>視線誘導標</td> <td>反射体 径 φ300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>さや管</td> <td colspan="2">対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。</p> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界鉋は除く) 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費 (2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。 2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。 (3) 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。 (4) 道路鉋の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。 (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑨-8</p>	規格・仕様		適用基準	単位	備考	加算額	防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	面	対象数量	視線誘導標	反射体 径 φ300		さや管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。		本	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">} 現行どおり</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界鉋は除く) 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費 (2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。 2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。 (3) 境界杭の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。 2) 根巻き基礎ありは現場打ちを対象とし、根巻き基礎の材料費を含む。プレキャストコンクリートブロックを用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。また、プレキャストコンクリートブロックの材料費を別途計上する。 (4) 道路鉋の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。 (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑨-8</p>	<p style="text-align: center;">記載の変更</p>
規格・仕様		適用基準	単位	備考																
加算額	防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	面	対象数量																
	視線誘導標	反射体 径 φ300																		
	さや管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。		本																